

令和 6 年度 監査報告

一般社団法人 今治市越智郡柔剣道連盟

会長 山本 喬三 様

私たち監事は、当連盟の令和 6 年4月1日から令和 7 年3月31までの令和 6 年度の理事の職務の執行について及び公益目的支出計画報告書に関する監査を行いましたので、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第99条第1項(一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第97条において準用する同法第99条第1項)及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条(一般社団法人及び一般社団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び補助者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上のことによつて、当該年度に係る事業報告書及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当連盟の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算書類及びその附属明細書は当連盟の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 当連盟の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当連盟の公益目的支出実施計画の状況を正しく示していると認めます。

令和 7 年 4 月 2 日

監事 近藤 勲 

監事 越智 和生 